

お申込みいただいたお客様へ

ご出発までのご案内 ～日本の旅～

ご予約

お電話、Eメールなどでお申し込みください。
ご予約手続きの書類をお送りします。

**お申込み
手続き**

参加申込書、お伺い書のご返送、お申込金のお支払いをお願いします。

**ツアー催行
のご連絡**

ツアーの催行可否についてご連絡します。
ご連絡は遅くともご出発の1ヵ月前頃までが目安です。

**ご出発
10日前頃**

**トラベル
セットの
お届け**

旅のしおり(最終日程表)などのトラベルセットをお送りします。

おすすめ

便利なお荷物無料託配サービスをご利用ください。
ご予約方法は旅のしおりをご覧ください。

**ご出発
5～3日前**

**ツアー
コンダクター
コール**

同行のツアーコンダクターよりご連絡します。

ご出発当日


旅のしおり(最終日程表)に記載の場所・時刻にご集合ください。

旅を通してご参加の皆様がより和気藹々と楽しく旅をしていただけるよう、個人情報には該当しない範囲で「ご参加者名簿」をお渡ししております。どうぞご理解、ご協力をお願い申し上げます。

例)	お名前	お住まい	備考
	赤坂 様	東京都	
	大阪 様 ご家族	大阪府	
	名古屋 様	愛知県	

旅行条件書（国内募集型企画旅行）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社 グローバル ユース ビューロー（東京都港区西新橋1-8-1 REVZO虎ノ門7階 観光庁長官登録旅行業285号）（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする「旅のしおり（最終旅行日程表）」と称する確定書面（以下「旅のしおり」といいます）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (4)パンフレットに記載した「前泊・後泊プラン」により、旅行期間が延長される場合は、当該募集型企画旅行契約を延長して締結するものとします。ただし、延長された旅行期間における、お客様からの依頼に基づく宿泊、観光、送迎などの各種追加手配は、お客様と当社の間で締結する手配旅行契約となります。手配旅行契約の内容・条件は、当社旅行業約款手配旅行契約の部をご確認ください。
※尚、当社約款（募集型企画旅行契約の部および手配旅行契約の部）につきましては、当社ホームページ（<https://www.gyb.co.jp>）にて自由に閲覧していただけます。

3. 旅行申し込みと契約成立時期

- (1)当社及びパンフレット裏面に記載された当社の受託旅行者（以下「当社ら」といいます）にて当社所定の参加申込書に所定の事項を記入の上、お一人様5万円の申込金（申込金の金額が異なるツアーは、各パンフレットに明示するものを優先します）、又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し参加申込書と申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2)当社は電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知するための「ご旅行のご案内書」を発行し、お客様の手元に到着した日の翌日から起算して7日以内に「ご旅行のご案内書」の内容を確認の上、所定事項を記入した参加申込書と申込金をご提出いただき、契約成立となります。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)前項の規定にかかわらず、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)参加申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (5)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認した上で、お待ちいただくことがございます（以下、この状態のことを「ウェーティング」といいます）。この場合、お客様をウェーティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。
- (6)本項(5)の場合で、ウェーティングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。この場合も、旅行契約の締結の順位は、ウェーティング予約の受付の順位によります。
- (7)(ア)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
(イ)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
(ウ)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(エ)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。13歳未満のお子様につきましては、コースによりご参加をご遠慮いただく場合があります。また、日程中の観光や食事の中で、一部、グループとの同行動ができない場合があります。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。尚、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (6)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と「旅のしおり」のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した「旅のしおり」を遅くとも旅行開始日の7日前までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しいることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。（お支払い期日が異なるツアーは、各パンフレットに明示するものを優先します）また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くて旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます）や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日はお客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の【1】のアの「取消料」、第14項(1)の【2】のアの「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金、及び手荷物運搬料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります】)を含みません。また、注釈のない限り航空便はエコノミークラスとなります)
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金、及び手荷物運搬料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所)
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6)団体行動中、及び宿泊施設にて必要となる心付け
- (7)ツアーコンダクター同行コースの同行費用
- (8)旅の案内人同行コースの同行費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2)クリーニング代、電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (4)旅行日程に明示されていない食事料金及び自由行動中の諸費用
- (5)一人部屋を利用する場合の追加代金
- (6)空港施設使用料、旅客保安サービス料
- (7)自宅から集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (8)運送機関の課す付加運賃・料金

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)

- 【1】一人部屋追加代金
 - 【2】宿、ホテル又は部屋タイプの「グレードアップ」のための追加代金
 - 【3】「延泊プラン」における宿、ホテルの宿泊延長の追加代金
 - 【4】運送機関の等級変更に必要な代金の差額
 - 【5】その他パンフレットに「追加代金」と明示された代金
- (2)第7項でいう「割引代金」は、次の代金をいいます。
 - 【1】パンフレットに「割引代金」と明示された代金

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き、旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,000円(消費税込)をいただきます。(既に航空券を発券している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。尚、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前

【1】お客様の解除権

ア.お客様は次表1に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けします。

表 1

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日まで	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(以下を除く)	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または、無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

イ.お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- a.旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表2左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りします。
- b.第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d.当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の「旅のしおり」を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e.当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ウ.当社は本項(1)の【1】のアにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の【1】のイにより、旅行契約が解除された

ときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

エ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一
部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料
を収受します。

オ. 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づきお取消し
になる場合も、所定の取消料を収受します。

【2】 当社の解除権

ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないとき
は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の
【1】のイに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがありま
す。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行
参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力である
と判明したとき。

c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に
耐えられないと認められたとき。

d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨
げるおそれがあると認められたとき。

e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。
この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当た
る日より前に旅行中止のご通知をいたします。

g. スノーシューを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社が
あらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそ
れが極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中
止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合にお
いて、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な
実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ. 当社は本項(1)の【2】のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受
している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻し
いたします。また本項(1)の【2】のイにより旅行契約を解除したときは、
既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたしま
す。

(2) 旅行開始後の解除

【1】 お客様の解除・払い戻し

ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄と
みなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレット
に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、
取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る
部分の契約を解除することができます。

ウ. 本項(2)の【1】のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サー
ビスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に
払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない
場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違
約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用
に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

【2】 当社の解除・払い戻し

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあ
らかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続
に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力である
と判明したとき。

c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者
による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対
する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全か
つ円滑な実施を妨げるとき。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、
官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合におい
て、旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 解除の効果及び払い戻し 本項(2)の【2】のイに記載した事由で当
社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受
けられなかった 旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料そ
の他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるとき
は、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お
客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用

から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき
取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたしま
す。

ウ. 本項(2)の【2】のイのa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お
客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な
手配をいたします。

エ. 当社が本項(2)の【2】のイの規定に基づいて旅行契約を解除したとき
は、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅しま
す。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の
債務については、有効な弁済がなされたものとします。

15. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は
「前14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場
合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の
解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅
行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフ
レットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様
に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2) 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)
で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使す
ることを妨げるものではありません。

16. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者
として 行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ
円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17. ツアーコンダクター

ツアーコンダクターの同行の有無は、パンフレットに表示しています。

18. 最少催行人員

最少催行人員は、パンフレットに表示しています。

19. 当社の責任

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を
代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お
客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起
算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきま
しては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

【1】 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もし
くは旅行の中止

【2】 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

【3】 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる
旅行日程の変更もしくは旅行の中止

【4】 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日
程の変更、旅行の中止

【5】 自由行動中の事故

【6】 食中毒

【7】 盗難

【8】 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれら
によって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様
からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14
日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。た
だし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は一人あたり最
高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)と
いたします。

20. 特別補償

(1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補
償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外
来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては
死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院
見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手

- 荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨をツアーコンダクター、当社緊急連絡先(24時間対応：03-3505-0051)または、お申込み窓口に出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット及び「オプションツアーのご案内」等で「弊社主催」と明示します。
- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は「旅のしおり」にて記載した場合を除きます) また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めによります。
- (3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は「旅のしおり」にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1)当社は、次表2左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。)は、第7項で

定める「旅行代金」に次表2右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

- 【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)

ア旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ戦乱

ウ暴動

エ官公署の命令

オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のため必要な措置

- 【2】第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

- 【3】パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が一人様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

表 2

	当社が変更補償金を支払う変更	1件あたりの率 (%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	パンフレット又は「旅のしおり」に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	パンフレット又は「旅のしおり」に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3	パンフレット又は「旅のしおり」に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4	パンフレット又は「旅のしおり」に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5	パンフレット又は「旅のしおり」に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6	パンフレット又は「旅のしおり」に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7	パンフレット又は「旅のしおり」に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0
8	上記【1】～【7】に掲げる変更のうち募集パンフレット又は「旅のしおり」のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1: パンフレットの記載内容と「旅のしおり」の記載内容との間又は「旅のしおり」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2: 【8】に掲げる変更については、【1】～【7】の料率を適用せず、【8】の料率を適用します。

注3: 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4: 【4】【6】【7】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5: 【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱いします。

注6: 【4】運送機関の会社名の変更、【6】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7: 【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります)

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)お申込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らが発する旅行契約の締結を承諾する旨が、お客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金等の支払いで利用したクレジットカードの承認申請を取消し、クレジットカード会社を通して返金します。(承認申請取消は7日以内に行いますが、カード会社の手続きに1~2カ月要することがあります)なお、取消料がかかる場合は、新たにカードまたは現金にて取消料をお支払いいただきます。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第14項(1)【1】アの取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行傷害保険について

お申込みの国内旅行には国内旅行傷害保険が自動的に付加されます。保険会社、補償内容は旅行パンフレットをご確認ください。

26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の参加申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報はパンフレット裏面に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、1.当社の旅行商品やサービス、イベントのご案内、2.旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、3.統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

28. その他

- (1)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット記載の集合場所に集合してから、パンフレット記載の解散場所にて解散するまでとなります。
- (2)ご自宅から、本項(1)の集合場所まで、ならびに解散場所からご自宅まで

の交通手段を別途弊社にて手配した場合は、この部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

- (3)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- (4)お客様が個人的な案内・買物等をツアーコンダクター等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (5)お買い物に際しては、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。後日トラブルが生じないよう、商品の確認、レシート、クレジットカード利用の控えの管理などをお客様ご自身で責任をもって行ってください。
- (6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (7)一部のコースにて明示している旅の案内人、特別ゲスト、演奏家等が病気、ケガなどのやむを得ない理由により同行できない場合は、内容を変更してご案内するか、他の案内人、特別ゲスト、演奏家等となる場合があります。

この条件書に定めのない事項は、当社約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社約款をご希望の場合は、当社にご請求ください。当社約款は、当社ホームページ(<https://www.gyb.co.jp>)からもご覧いただけます。

この旅行条件書は、2021年4月の基準に基づきます。
(更新日:2021年4月1日)

<苦情の申し出>

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決できなかった場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるための申し出をすることができます。

記

名 称	一般社団法人 日本旅行業協会
所在地	東京都千代田区霞ヶ関3丁目3番3号
電 話	03-3592-1266 (消費者相談室)



お問合せは



株式会社 グローバル ユース ビューロー

■東京本社 Eメール: gyb-inf@gyb.co.jp

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-8-1 REVZO 虎ノ門7階

☎ 03-3505-0055

FAX 03-3505-0095

営業時間 月～金曜 10:00～18:00
(土日・祝日休み)

■大阪支店 Eメール: gyb-osaka@gyb.co.jp

〒530-0001 大阪市北区梅田 2-5-25 ハービス PLAZA 3階

☎ 06-6347-5511 (大代表)

FAX 06-6347-5522

営業時間 月～水、金曜 10:00～18:00
(木・土日・祝日休み)

*カウンター受付は11:00より承ります。

<総合旅行業務取扱管理者 古木 俊二郎>

<総合旅行業務取扱管理者 辻内 夢駆>

